

11・12月は県下一斉滞納整理強化月間

— 山梨県地方税滞納整理推進機構と連携して**差押え等**の処分を強化します。—

山梨県地方税滞納整理推進機（山梨県・県内27市町村）

— 税金の納め忘れはありませんか —

税は、まちづくりを支える大切な財源です。
ほとんどの町民の方は、町税を納期限内に自主的に納めていただいています。
再三の催告にも納付に応じない滞納者に対しては、税負担の公平性を確保するため、やむを得ず強制的に**給与、不動産、自動車、預貯金、生命保険等の財産の差押えを執行し、その財産をインターネット公売などにより換価し、滞納税額に充てます。**
また、場合によっては、職員が滞納者の自宅等を強制的に搜索して、発見した財産を差押え、搬出することも行います。



自動車の差押え例（タイヤロックによる運行禁止措置）

差押え実績 (R4.3～R4.10)

差押財産	件数
給与	1
不動産	—
自動車	—
預貯金	3
生命保険	—
その他	5
計	9

納付が遅れると・・・延滞金が発生！！

納期限までに税金が完納されない場合には、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額に次の割合を乗じて計算した延滞金がかかります。

- ・納期限の翌日から1ヶ月を経過する日まで → 年 2.4%
- ・納期限の翌日から1ヶ月を経過した日以降 → 年 8.7%

— 納期限内に納税できない方は、納税相談にお越し下さい —

災害、ご本人や家族の病気、失業など、やむを得ない事情により全額を一時に納められない場合には、徴収の猶予などの制度があります。

ただし、**生活状況や財産の取得状況などを申告していただき、調査の結果、要件に該当した場合に限ります。**

お問合せ 税務課 ☎66-3404